



平成 27 年 9 月 30 日
内閣府（防災担当）

平成 27 年台風第 21 号に係る災害救助法の適用について 【第 1 報】

1. 災害の概要

平成 27 年台風第 21 号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、沖縄県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【沖縄県】 八重山郡与那国町 (やえやまぐんよなぐにち ょう)	9 月 28 日	台風第 21 号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、手島、山内

TEL 03-5253-2111（内線51358）
03-3593-2849（直通）